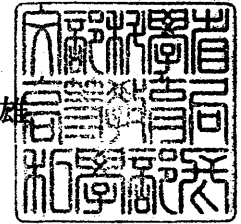


19文科高第594号
平成19年12月26日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
磯田 文雄



(印影印刷)

私立学校法施行規則の一部改正及び有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の制定等について（通知）

このたび、一定の要件に該当する学校債を発行する学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人（以下「準学校法人」という。）が作成しなければならない財務諸表の用語、様式及び作成方法を定めるため、「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第35号）」〔別添1〕並びに「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）」〔別添2〕が、平成19年10月31日に公布され、同日から施行されました。

また、新設大学等への入学希望者が当該大学等の情報に接する期間を広げるため、「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第23号）」〔別添3〕及び「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（平成19年文部科学省告示第115号）」〔別添4〕が、平成19年8月9日に公布され、平成20年3月1日から施行されることとなりました。

さらに、学校法人の設立認可申請における不正を防止するため、平成19年5月14日の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）の第1の4及び第2の5の運用方針を定めました。

これらの法令改正等の趣旨、概要等は下記のとおりですので、各学校法人理事長におかれては、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。各都道府県知事におかれては、第一について、所轄の学校法人及び準学校法人に対して周知されるようお願いいたします。なお、第二及び第三については、貴都道府県における学校法人の寄附行為の認可審査手続き等の参考となるようお知らせするものです。

記

第一 「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第35号）」及び「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）」について

1 趣旨

平成19年9月30日から施行された新しい金融商品取引法制により、一定の要件（※）

に該当する学校債は「有価証券」に指定され、当該学校債を発行する学校法人及び準学校法人（以下「有価証券発行学校法人」という。）は、金融商品取引法に基づき、有価証券届出書等の書類を作成し財務状況を開示することとなった。

このため、有価証券発行学校法人が作成すべき書類のうち貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について、その用語、様式及び作成方法を定めるために必要な整備を行ったものである。

※「一定の要件」について

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）抄

（定義）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～二十 （略）

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2 （略）次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

七 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）抄

（有価証券となる証券又は証書）

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第一項第二十一号に規定する政令で定める証券又は証書は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下同じ。）が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないものに限る。）を表示する証券又は証書であつて、当該学校法人等の名称その他の内閣府令で定める事項を表示するもの

（有価証券とみなす権利）

第一条の三の四 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める権利は、学校法人等に対する貸付け（次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）に係る債権とする。

一 当該貸付けに係る利率、弁済期その他の内閣府令で定める事項が同一で、複数の者が行うもの（当該貸付けが無利息であるものを除く。）であること。

二 当該貸付けの全部又は一部が次のいずれかに該当すること。

イ 当該貸付けを受ける学校法人等の設置する学校（私立学校法第二条第一項に規定する学校をいい、同条第二項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者その他利害関係者として内閣府令で定める者（ロにおいて「利害関係者（※）」という。）以外の者が行う貸付けであること。

ロ 当該貸付けに係る債権の利害関係者以外の者に対する譲渡が禁止されていないこと。

（※）「利害関係者」について

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

（学校法人等に対する貸付けに係る債権）

第八条 （略）

2 令第一条の三の四第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 学校法人等の設置する学校（令第一条の三の四第二号イに規定する学校法人等の設置する学校

をいう。次号において同じ。)に在学する者の父母その他これらに準ずる者で授業料その他在学に必要な費用を負担する者

二 学校法人等の設置する学校を卒業した者

三 学校法人等の役員(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三十五条第一項に規定する役員をいう。)、評議員(同法に規定する評議員をいう。)及び職員(同法第三十八条第五項に規定する職員をいう。)

2 概要

(1) 私立学校法施行規則の一部を改正する省令(平成19年文部科学省令第35号)

① 私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第47条第1項に規定する書類の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従って行うものとする。こと。(第4条の4第1項関係)

② 法第47条第1項に規定する書類のうち貸借対照表については、①によるほか、有価証券発行学校法人は、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならないものとする。こと。(第4条の4第2項関係)

③ 法第47条第1項に規定する書類のうち収支計算書については、①によるほか、有価証券発行学校法人は、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならないものとする。こと。(第4条の4第3項関係)

(2) 有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年文部科学省令第36号)

① 法第47条第1項の規定により有価証券発行学校法人が作成しなければならない書類のうち貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表(以下「財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。こと。(第1条関係)

② 有価証券発行学校法人が作成する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならないこと。(第3条関係)

ア 有価証券発行学校法人の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示すること。

イ 有価証券発行学校法人の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

ウ 有価証券発行学校法人が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

③ 財務諸表の作成のために採用している会計方針であつて次に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならないこと。(第4条関係)

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

ウ 固定資産の減価償却の方法

エ 繰延資産の処理方法

オ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

カ 引当金の計上基準

キ 収益及び費用の計上基準

ク ヘッジ会計（ヘッジ手段に係る損益とヘッジ対象に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）の方法

ケ 消費税の会計処理及び表示方法

コ キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

サ その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

- ④ 財務諸表には、貸借対照表日後の重要な後発事象、追加情報、リース取引、有価証券、デリバティブ取引、持分法損益等、関連当事者との取引、重要な関連会社、税効果会計、退職給付、継続法人の前提、担保資産、関係会社に対する負債、偶発債務、収益事業、学校法人会計基準上の基本金、関係会社に係る事業収益、関係会社に係る事業費用、関係会社に係る事業外収益及び事業外費用、減損損失、キャッシュ・フロー計算書における重要な非資金取引等に関する注記をしなければならないこと。（第6条から第13条まで、第15条から第17条まで、第40条、第47条、第48条、第51条、第52条、第57条、第58条、第62条、第65条、第79条関係）
- ⑤ 貸借対照表の記載方法は次に定めるところによること。
- ア 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならないこと。（第21条関係）
- イ 資産は、固定資産、繰延資産及び流動資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならないこと。（第22条関係）
- ウ 負債は、固定負債及び流動負債に分類して記載しなければならないこと。（第41条関係）
- エ 純資産は、評価・換算差額等及びその他資産負債差額に分類して記載しなければならないこと。（第49条関係）
- ⑥ 損益計算書の記載方法は次に定めるところによること。
- ア 収益及び費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならないこと。（第54条第1項関係）
- (i) 事業損益（事業収益及び事業費用をいう。）
- (ii) 事業外収益
- (iii) 事業外費用
- (iv) 特別利益
- (v) 特別損失
- イ 事業損益は、教育研究・附属事業損益及び収益事業損益に分類し、それぞれの事業収益及び事業費用に分類して記載しなければならないこと。（第54条第2項関係）
- ウ 事業損益金額、経常損益金額、税引前当年度純損益金額及び当年度純損益金額を表示しなければならないこと。（第59条、第63条、第66条関係）
- ⑦ 純資産変動計算書は、評価・換算差額等及びその他の資産負債差額に分類して記載しなければならないこと。（第69条関係）
- ⑧ キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならないこと。（第73条関係）
- ア 事業活動によるキャッシュ・フロー
- イ 施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー
- ウ 財務活動によるキャッシュ・フロー
- エ 現金及び現金同等物に係る換算差額
- オ 現金及び現金同等物の増加額又は減少額
- カ 現金及び現金同等物の期首残高

キ 現金及び現金同等物の期末残高

⑨ 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。 (第81条関係)

ア 有形固定資産等明細表

イ 有価証券明細表

ウ 特定資産明細表

エ 学校債明細表

オ 借入金等明細表

カ 引当金明細表

キ 事業費用明細表

⑩ 財務諸表の記載様式を定めること。 (様式第1号から様式第13号まで関係)

(3) 施行期日

(1) は、平成19年10月31日から施行すること。

(2) は、平成19年10月31日から施行し、施行の日以後に終了する会計年度に係る財務諸表から適用すること。ただし、関連当事者との取引、重要な関連会社に関する注記等及びリース資産に関する規定については、平成20年4月1日以後に開始する会計年度に係る財務諸表について適用すること。ただし、平成19年4月1日以後に開始する会計年度に係るものについては、これらの規定を適用することができること。

第二 「私立学校法施行規則の一部を改正する省令 (平成19年文部科学省令第23号)」及び「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示 (平成19年文部科学省告示第115号)」について

1 趣旨

新設大学等への入学希望者が当該大学等の情報に接する機会を広げるため、大学等の設置に係る学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為の変更の認可の申請期限を変更するとともに、申請書類の様式等について技術的な整備を行ったものである。

2 概要

(1) 私立学校法施行規則の一部を改正する省令 (平成19年文部科学省令第23号)

① 私立大学等を設置する学校法人の設立の認可申請 (第2条第1項)、私立大学等の設置のための寄附行為変更認可申請 (第4条第2項) 及び準学校法人が文部科学省所轄の学校法人になろうとするときの組織変更の認可申請 (第9条第2項) について、申請期限を開設年度の前年度の4月30日から開設年度の前々年度の3月1日～3月31日に改めること。

② 設置者変更による学校法人の設立の認可申請 (第2条第3項) 及び私立大学の学部等の開設のための寄附行為の変更認可申請 (第4条第4項) について、申請期限を開設年度の前年度の6月30日までから開設年度の前年度の5月1日～5月31日に改めること。

(2) 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示 (平成19年文部科学省告示第115号)

(1) に伴い、寄附行為の認可申請又は寄附行為変更の認可申請をする者が文部科学大臣に提出する書類の様式等について技術的な整備を行った。

3 施行期日

平成20年3月1日から施行すること。

第三 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）の第1の4及び第2の5（※）の運用方針

1 趣旨

学校法人の設立認可申請における不正を防止するため、不正行為が判明した場合の審査の方針を定めるものである。

2 概要

(1) 「偽りその他不正の行為があった者」について

過去の認可申請（認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない）又は学部等の設置に係る届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあった者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。

- ① 文部科学省への提出書類（寄附行為（変更）認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
（例） 設置財源の水増し、実施予定のない取組の記載、議事録の改ざん
- ② 面接審査・実地審査時における不正の行為
（例） 虚偽・重大な事実を欠く陳述、校舎・設備等の偽装、広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載
- ③ その他
（例） 法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽、学内手続に係る不正

(2) 「当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間」について

「重大なもの」と「その他」の二つの類型に分け、「相当と認める期間」をそれぞれ「概ね4～5年」と「概ね2～3年」とする。また、「その他」のうち軽微なものについては当該期間を「2年未満」とする。

- ① 重大なもの（相当と認める期間：概ね4～5年）
以下のいずれか又はすべてに該当する場合
ア 認可処分に重大な違法性があるもの
不正行為がなければ、申請内容等が法令に明らかに適合しない場合
イ 不正行為が是正されていないもの
申請時と同様の不正行為が恒常的に行われ、是正されていない場合
ウ 不正行為が組織的・意図的に行われている場合
理事長、学長、学部長、事務局長等組織としての責任を有する者が直接関与している場合や、学部単位、研究科単位で意図的に不正を行っている場合
- ② ①以外（相当と認める期間：概ね2～3年）
- ③ ②のうち軽微なもの（相当と認める期間：2年未満）
以下のいずれかに該当し、不正行為に伴う学生等の被害が生じていない場合は、当該不正行為の内容を総合的に勘案し、「相当と認める期間」を「2年未満」とする。
ア 不正行為を行った時点から10年以上が経過しているもの
イ 大学設置・学校法人審議会による指摘の前に自主的に不正を報告・公表し、改善努力を行っているものと認められるもの

※ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

四 その他

文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

五 その他

文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請又は同法第四十五条の申請若しくは届出（私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第四条の三第一項第一号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

<本件担当>

・ 第一関係

私学部私学行政課法規係
03-5253-4111 (内線 2532)
私学部参事官付財務調査係
03-5253-4111 (内線 3328)

・ 第二、第三関係

私学部私学行政課法人係
03-5253-4111 (内線 2534)